

議員提出第 号議案

品川区基本構想の議会の議決に関する条例

上記の議案を地方自治法第 1 1 2 条および品川区議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出する。

平成 年 月 日

提出者

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○  
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○  
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○  
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○  
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○  
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○  
○ ○ ○ ○

品川区議会議長

松 澤 利 行 様

品川区基本構想の議会の議決に関する条例

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 2 項の規定により、品川区における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更または廃止を議会の議決すべき事件として定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）品川区基本構想を議会の議決すべき事件として定める必要がある。

## 【参考】 議会改革検討会 最終報告（抜粋）

### 「議決事件の追加」

#### （a）現状・課題

平成23年の地方自治法改正により基本構想の法的な策定義務がなくなり、基本構想の策定および議会の議決を要するかどうかは、自治体の裁量となった。区政の根幹をなす基本構想に議会の意思を反映させるため、議決事件として定める必要がある。

また、基本構想以外の区の重要な計画（長期基本計画等）についても、議決事件として定める必要があるかどうか、検討が必要である。

#### （b）主な検討経過

（基本構想を議決事件とすることについて）

- 基本構想は区政の根幹であり、議会が関与し責任を有する重要性が十分にある
- 議会と執行機関との緊張感維持につながる
- 議決事件として定めている他自治体も多く、その重要性が伺える

（基本構想以外の計画を議決事件とすることについて）

- 長期基本計画については、議員が改訂委員会の委員として審議に参加している
- 長期基本計画や復興計画等の計画策定ならびに姉妹都市・友好都市の提携についても、継続的な議論を行っていくべきである
- 無所属議員は常任委員会等における各種計画にかかる報告事項をすべて聴取できないため、議決事件として定めることで関与できる

また、条例化の手法に関して、議決事件を基本構想のみとする旨を条例名に冠する形式とするか、個別具体名を冠さない形式とするか等について、検討・協議した。

#### （c）結論（到達点）

基本構想を議決事件として定める条例案とすることで一致した。

基本構想以外の各種計画については、議決事件に定めることはせず、現状どおり、策定委員会等への関与または所管委員会への報告をもって議会の意思を伝えていくこととし、基本構想以外の議決事件の追加については、時勢に応じた適切な議論が必要なことから、今後も継続的に検討を行うこととした。